

○静岡県警察山岳遭難救助隊運用要領の制定について

(令和8年3月10日例規第11号)

この度、別添のとおり「静岡県警察山岳遭難救助隊運用要領」を定め、令和8年4月1日から施行することとしたので通達する。

なお、山岳遭難防止対策要領の制定について（平成22年例規第89号）は、廃止する。

別添

静岡県警察山岳遭難救助隊運用要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県警察山岳遭難救助隊の編成及び運用に関する訓令（令和8年県本部訓令第7号。以下「訓令」という。）第8条の規定に基づき、山岳救助隊の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 運用等

1 本部山岳救助隊

(1) 指揮監督

ア 県本部地域課長（以下「地域課長」という。）は、本部山岳救助隊の業務の統括及び山岳救助隊の運用、隊員等の教養訓練その他の管理に当たるものとする。

イ 隊長は、地域課長の命を受け、本部山岳救助隊を指揮監督し、効果的運用に努めなければならない。

ウ 副隊長及び中隊長は隊長を、小隊長は副隊長及び中隊長をそれぞれ補佐するとともに、部下の隊員を掌握しなければならない。

エ 指導官は、救助活動における隊長の指揮監督を補佐するほか、部下の隊員の指導に努めなければならない。

(2) 隊員の指定等

ア 上申

訓令第5条第1項の規定による本部長への上申は、同項に規定する所属の長（以下「所属長」という。）が、次に掲げるいずれかに該当し、かつ、本部山岳救助隊員に適任と認める者を、県本部山岳遭難救助隊員（指定・解任）上申書（様式第1号）により地域課長を経由して行うものとする。

- (ア) 身体強健及び意志強固で協調性があり、勤務成績が優秀な者
- (イ) 原則として、初任補修科の課程を修了している者
- (ウ) 富士山、南アルプス等の登山経験を有する者
- (エ) 平素から山岳遭難救助に関心を持っている者

イ 指定

本部長は、前記アの規定による上申を受けた場合において、これを承認するときは、当該職員に対して指定書（様式第2号）を交付するものとする。

ウ 解任

所属長は、配置換え、疾病その他の理由により本部山岳救助隊員を解任する必要があると認めたときは、県本部山岳遭難救助隊員（指定・解任）上申書により、速やかに地域課長を経由して本部長に上申するものとする。

2 署山岳救助隊

(1) 設置等

署山岳救助隊を設置する署の基準、編成等に関することは、地域部長が別に定める。

(2) 隊員の指定

訓令第3条第3項に規定する指定署の長（以下「指定署長」という。）は、次のいずれかに該当する者の中から隊員を指定するものとする。

ア 身体強健及び意志強固で協調性があり、勤務成績が優良な者

イ 原則として、初任補修科の課程を修了している者

ウ 過去に本部山岳救助隊員として指定を受けていた者

エ 平素から山岳遭難救助に関心を持っている者

(3) 報告

指定署長は、前記(2)の規定により隊員を指定したときは、その都度、署山岳遭難救助隊編成表（様式第3号）により、地域課長を経由して地域部長に報告するものとする。

第3 出動等

1 訓令第6条第1項の規定による派遣要請は、県本部山岳遭難救助隊派遣要請書（様式第4号）を提出することにより行うものとする。ただし、事態が急迫し県本部山岳遭難救助隊派遣要請書を提出するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

2 所属長は、訓令第6条第2項及び第3項の規定による出動命令があった場合は、本部山岳救助隊の任務を最優先とし、速やかに自所属の本部山岳救助隊員を派遣しなければならない。

第4 報告

署長は、本部山岳救助隊の派遣を受け、又は自署の職員により救助活動を実施したときは、地域課長を経て速やかに本部長に報告しなければならない。

第5 運用上の留意事項

- 1 地域課長及び署長は、遭難が予想される者の関係者（以下「関係者」という。）から山岳遭難の届出があった場合には、遭難が予想される者の動向、足取り、当時の気象状況、地理的条件等を十分に検討した上で、救助活動を開始するものとする。
- 2 署長は、山岳遭難が発生し、又は登山者名簿等により遭難したと予想される事案を認知したときは、自治体、消防その他の山岳関係機関との連絡体制を速やかに確立するものとする。
- 3 救助活動においては、気象状況や地理的条件を考慮の上、迅速かつ的確に実施するとともに、出動に際しては、現場の指揮体制を明確にするほか、装備資機材を効果的に活用し、二重遭難事故の防止に特段の配意をするものとする。
- 4 山岳遭難の届出を受けて初動対応に当たる署の長は、関係者からの聴取又は現場の状況から、必要と認めるときは、時機を失することなく、訓令第6条第1項の規定による本部山岳救助隊の派遣要請、警察用航空機の運用等に関する訓令（平成5年県本部訓令第27号）第12条第1項の規定による航空機の支援要請、嘱託警察犬運用要綱の制定について（平成3年甲通達鑑第48号）第8の1の規定による警察犬の出動要請その他の支援等に係る手続をとるものとする。
- 5 山岳遭難の形態、規模等から大規模な捜索を必要とする場合には、捜索範囲、方法、連絡体制等を山岳関係機関と協議するなどして、有機的かつ一体的な救助活動が行われるよう努めるものとする。
- 6 本部長又は署長は、救助活動の打切りを判断するに当たっては、山岳関係機関との協議及び関係者の意見を考慮して決定するものとする。

第6 教養訓練

1 本部山岳救助隊

(1) 計画

地域課長は、次に掲げる事項について教養訓練を計画し、隊員の知識技能及び体力気力の向上に努めなければならない。

ア 登山の基礎技術

イ 救助活動技術（エに規定するものを除く。）

ウ 山岳無線技術

エ 航空機を使用した救助活動技術

オ その他救助活動に必要な技術

(2) 実施

隊長は、地域課長の命を受け、前記(1)の規定により計画された教養訓練を実施するものとする。

(3) 報告

隊長は、前記(2)の規定により教養訓練を実施したときは、地域課長に報告しなければならない。

2 署山岳救助隊

指定署長は、地域部長が別に定める事項について教養訓練を計画し、隊員の知識技能及び体力気力の向上に努めなければならない。

第7 服装

隊員の服装は、救助活動にふさわしいものとし、本部山岳救助隊は左腕に本部山岳遭難救助隊標章（別図）を着装するものとする。

第8 装備資機材の整備

山岳救助隊の隊員は、平素から救助活動用の装備資機材の点検を怠ることなく、必要に応じて直ちに使用することができるよう整備しなければならない。

第9 細目的事項

この要領に定めるもののほか、山岳救助隊の運営に関し必要な事項は、地域部長が別に定める。

別図（第7関係）

本部山岳遭難救助隊標章



備考 台地を青とし、「日章」及び「山岳遭難救助隊」を金色、「富士山マーク」及び「静岡」を銀色とする。

様式第1号（第2関係）

第 年 月 日

静岡県警察本部長 殿

所 属 長

県本部山岳遭難救助隊員（指定・解任）上申書

所 属 ・ 係 階 級 ・ 氏 名 生 年 月 日 採 用 年 月 日				
経 歴				
指 定 ・ 解 任 理 由				
登 山 経 歴	無雪期登山	積雪期登山	山岳部等所属歴	
	延べ 日	延べ 日		
備 考	身 長	体 重	ウエスト	靴サイズ
	cm	kg	cm	cm

様式第 2 号（第 2 関係）

指 定 書

(氏 名)	(現官職)
県 本 部 山 岳 遭 難 救 助 隊 員（隊長、副隊長、中隊長、小隊長、指導官） に 指 定 する。	
年 月 日 指定権者 静岡県警察本部長 印	

様式第3号（第2関係）

署山岳遭難救助隊編成表

署

番号	係	階 級	氏 名	生年月日	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

- (注)
- 1 「備考」欄に、本部山岳救助隊在籍期間、登山経験、署山岳救助隊指定年月日等を記載すること。
 - 2 適宜、行挿入し、記載すること。

様式第 4 号（第 3 関係）

第 年 月 日 号 静岡県警察本部長 殿 所 属 長 県本部山岳遭難救助隊派遣要請書	
派遣を必要とする理由	
派遣日時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分までの間
派遣場所	
派遣人員	
装備資機材等	
その他	